

質問第二八〇号

小児甲状腺簡易測定調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年八月二十六日

上野通子

参議院議長西岡武夫殿

小児甲状腺簡易測定調査に関する質問主意書

政府は本年八月十七日、福島県いわき市、川俣町及び飯舘村に住む子どもを対象として、原子力災害対策本部が本年三月に実施した「小児甲状腺簡易測定調査」の結果の概要を公表した。

当該調査は原子力安全委員会の依頼に基づき、本年三月二十四日から三十日にかけて、千百四十九人の子どもを対象に行われた。本年五月十七日の参議院文教科学委員会での私の質問に対し、原子力安全委員会の班田春樹委員長が「現地対策本部の方から、我々の依頼に基づいて子供の数、多分千数十人だつたと思いますけれども、の甲状腺の蓄積線量について計測していただいて異常がないことを確認し、ほつとした」と答弁していることから、政府がこの段階で調査結果を把握していたことは明白である。

調査結果について重大な関心を抱いていたのは、検査を受けた子どもたちとその保護者たちに他ならないが、政府は調査結果を本人及びその保護者たちに通知してこなかつた。政府が八月になつて突然、調査結果を本人及びその保護者たちに通知し、概要を公表した理由について明らかにされたい。

右質問する。

